

令和 2 年 6 月 15 日 開会

令和 2 年 6 月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

(その 2)

目次

第 2 号	令和 2 年度徳島県一般会計補正予算（第 3 号）	1 頁
第 3 号	徳島県危機管理関係手数料条例等の一部改正について	5
第 4 号	徳島県生活環境保全条例の一部改正について	11
第 5 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	13
第 6 号	徳島県税条例の一部改正について	15
第 7 号	地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正について	19
第 8 号	徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正について	21
第 9 号	徳島県安心こども基金条例の一部改正について	23
第 10 号	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について	25
第 11 号	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について	27
第 12 号	徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について	29
第 13 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	31
第 14 号	徳島県立学校使用料，手数料徴収条例の一部改正について	33
第 15 号	徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について	35
第 16 号	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	37
第 17 号	徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	39
第 18 号	徳島県鳴門総合運動公園陸上競技場改修工事の請負契約について	41
第 19 号	徳島県南部健康運動公園陸上競技場整備工事の請負契約について	43
報告 第 1 号	令和元年度徳島県継続費繰越計算書について	45
報告 第 2 号	令和元年度徳島県繰越明許費繰越計算書について	47
報告 第 3 号	令和元年度徳島県事故繰越し繰越計算書について	57

報告第4号	令和元年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について	61頁
報告第5号	令和元年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について	63
報告第6号	令和元年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について	65
報告第7号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	67
報告第8号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	69
報告第9号	損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	71
報告第10号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	73
補正予算説明		
1	令和2年度徳島県一般会計補正予算（第3号）説明書	77
(1)	歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書	77
1	総括	77
2	歳入	81
3	歳出	89
(2)	補正予算（第3号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	99

第 2 号

令和 2 年度徳島県一般会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度徳島県一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ816,087千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ524,644,897千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 2 年 6 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		千円 74,412,412	千円 710,652	千円 75,123,064
	2 国 庫 補 助 金	40,836,240	708,652	41,544,892
	3 委 託 金	1,287,699	2,000	1,289,699
12 繰 入 金		85,269,566	20,533	85,290,099
	2 基 金 繰 入 金	20,495,314	20,533	20,515,847
14 諸 収 入		21,435,031	2,902	21,437,933

	7 雑 入	8,439,913	2,902	8,442,815
15 県 債		57,242,000	82,000	57,324,000
	1 県 債	57,242,000	82,000	57,324,000
歳 入 合 計		523,828,810	816,087	524,644,897

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 31,076,134	千円 2,000	千円 31,078,134
	6 防 災 費	3,977,819	2,000	3,979,819
3 民 生 費		65,634,579	573,990	66,208,569
	1 社 会 福 祉 費	47,413,211	327,022	47,740,233
	2 児 童 福 祉 費	13,445,213	246,968	13,692,181
6 農 林 水 産 業 費		33,205,830	230,097	33,435,927
	2 園 芸 費	1,327,485	227,195	1,554,680
	3 畜 産 業 費	2,293,029	1,402	2,294,431
	6 水 産 業 費	2,537,918	1,500	2,539,418
10 教 育 費		86,382,940	10,000	86,392,940

	7 保 健 体 育 費	1,347,537	10,000	1,357,537
歳 出	合 計	523,828,810	816,087	524,644,897

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
社 会 福 祉 事 業	千円 233,000	千円 315,000
計	57,242,000	57,324,000

第三号

徳島県危機管理関係手数料条例等の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理関係手数料条例等の一部を改正する条例

(徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県危機管理環境関係手数料条例

第一条中「危機管理関係」を「危機管理環境関係」に改める。

別表第一に次のように加える。

百五十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十三万円 ロ その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十一万円
百五十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に係る審査 十二万円 ロ その他の一般廃棄物処理施設の変更の許可

百五十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	三万三千円	の申請に係る審査 十万円
百五十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第二項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	二万円	
百六十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の五第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	六万八千円	
百六十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の六第一項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	六万八千円	
百六十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	十四万七千円	
百六十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	十三万四千円	
百六十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	八万十円	
百六十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第二項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	七万三千円	
百六十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	十万円	
百六十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第七項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	九万四千円	
百六十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	七万十円	
百六十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	九万二千円	
百七十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物	八万十円	

収集運搬業の許可の申請に対する審査		
百七十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物	七万四千円	
物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査		
百七十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物	十万円	
物処分業の許可の申請に対する審査		
百七十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物	九万五千円	
物処分業の許可の更新の申請に対する審査		
百七十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物	七万二千元	
物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査		
百七十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物	九万五千円	
物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査		
百七十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十五万円	
	ロ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十二万円	
百七十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 十三万円	
	ロ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 十一万円	
百七十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	三万三千円	
百七十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第二項の規定に基づく熱回収施設に	二万円	

係る認定の更新の申請に対する審査	
百八十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	六万八千円
百八十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	六万八千円
百八十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条の二第一項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査	四万円
百八十三 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査	五千円
百八十四 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	四千元
百八十五 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	四千元
百八十六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	三千円
百八十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十二条第一項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	五千円
百八十八 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十二条第二項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	四千元
百八十九 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	七万八千円
百九十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	七万円
百九十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	八万四千元
百九十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の規定に基づく破砕業の許可の	七万七千円

更新の申請に対する審査		
百九十三	使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	六万七千円
百九十四	土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十二号）第三条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	三万九百円
百九十五	土壤汚染対策法第二十二條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	二十四万円
百九十六	土壤汚染対策法第二十二條第四項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査	二十二万四千円
百九十七	土壤汚染対策法第二十三條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	二十二万二千円
百九十八	土壤汚染対策法第二十七條の二第一項、第二十七條の三第一項又は第二十七條の四第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	十二万円
百九十九	土壤汚染対策法第三十二條第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	二万四千八百円
(徳島県県民環境関係手数料条例の一部改正)		
第二条 徳島県県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。		
題名を次のように改める。		
徳島県未来創生文化関係手数料条例		
第一条中「県民環境関係」を「未来創生文化関係」に改める。		
別表第一中一の項から百九十七の項までを削り、百九十八の項を一の項とし、百九十九の項から二百五の項までを百九十七項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。		
九	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第一項第一号から第三号までに規定する一般旅券の発給	二千円
十	旅券法第二十条第一項第四号に規定する一般旅券の渡航先の追加	三百円

十一 旅券法第二十条第一項第五号に規定する「一般旅券の査証欄の増補	五百円
別表第二中「百九十八の項及び百九十九の項」を「一の項及び二の項」に改める。 (徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正) 第三条 徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。 別表第一の二十五の項から三十七の項までを削る。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	
提案理由 組織の再編に伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。	

第四号

徳島県生活環境保全条例の一部改正について

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十六その十の3の表中「巨勢川分懸断崖事業」を「巨勢川特定断崖事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

水質汚濁防止法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号の二中「家畜伝染病」の下に「（次号において単に「家畜伝染病」という。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の三 家畜伝染病のまん延を防止するために行う業務（前号に掲げるものを除く。）で人事委員会規則で定めるもの

第六条第二項第一号中「第五号」を「第四号の三」に改める。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための危険業務手当の特例）

- 8 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、危険業務手当を支給する。この場合においては、第六条及び第十一条第一項の規定は、適用しない。
- 9 前項の規定により支給する危険業務手当の額は、業務に従事した日一日につき三千元（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、四千元）とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第八項及び第九項の規定（以下「改正後の規定」という。）は、令和二年二月一日から適用する。
- 3 前項の場合において、改正後の附則第八項に規定する業務に該当する業務に従事したときに改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支

給された危険業務手当は、改正後の規定による危険業務手当の内払とみなす。

提案理由

国及び他の都道府県との均衡を考慮し、危険業務手当の支給対象となる業務を追加するとともに、国家公務員について新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の職員の特殊勤務手当について、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十四第一項中「当該」を「同表の」に改め、同項の表の第一号ホ中「第二十三条第一項第四号の五」を「第二十三条第一項第四号の二」に改め、同条第四項を削る。

第二十条の十五中「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に、「同条第四十六項」を「同条第五十五項」に改める。

第二十条の十六の三及び第二十条の十六の六中「提出すると同時に」を「提出した後、速やかに」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十条の十六の八中「で定める場合にあつては、同項で」を「各号に掲げる場合には、当該各号に」に、「提出すると同時に」を「提出した後、速やかに」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十条の十八第一項中「又は個別帰属益金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。）」及び「又は個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。）」を削る。

第二十条の三十に次の一項を加える。

11 法附則第六十条第二項の規定により読み替えて適用する法第七十三条の二十七の二第二項の規定による徴収猶予の申告をする者に係る第二項の規定の適用については、同項中「申告書に、耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「申告書に、」と、「行い、」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」と、「書類」とあるのは「書類及び法附則第六十条第一項の規定の適用があるべきものであることを証明するに足る書類」とする。

第二十二條の二第二項第一号を削り、同項第二号中「国民体育大会」の下に「（スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項に規定する国民体育大会をいう。）」を、「選手」の下に「（職業としてゴルフをする者を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「。以下この項において同じ」を削り、同号を同項第二号とする。

附則第十項中「又は各連結事業年度分」を削る。

附則第十一項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削る。

附則第十二項中「第五十二条第二項第一号から第三号まで」を「第五十二条第二項第一号及び第二号」に改める。

附則第十三項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

附則第十四項中「又は連結事業年度」を削る。

附則第三十五項中「で定める場合にあつては、同項で」を「各号に掲げる場合には、当該各号に」に改める。

第二条 徳島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十條の三十第十一項中「附則第六十條第二項」を「附則第六十二條第二項」に、「附則第六十條第一項」を「附則第六十二條第一項」に改める。

第二十二條の二第二項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中徳島県税条例第二十條の十六の八の改正規定（「で定める場合にあつては、同項で」を「各号に掲げる場合には、当該各号に」に改める部分に限る。）、同条例第二十條の三十に一項を加える改正規定及び同条例第二十二條の二第二項の改正規定並びに同条例附則第三十五項の改正規定 公布の日
 - 二 第二条（第四号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和三年一月一日
 - 三 第一条中徳島県税条例第二十條の十六の三及び第二十條の十六の六の改正規定並びに同条例第二十條の十六の八の改正規定（「で定める場合にあつては、同項で」を「各号に掲げる場合には、当該各号に」に改める部分を除く。）並びに附則第四項から第六項までの規定 令和三年十月一日
 - 四 第二条中徳島県税条例第二十二條の二第二項第一号の改正規定 令和五年一月一日

（県民税に関する経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例（附則第七項において「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に

規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

3 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第一条の規定による改正前の徳島県税条例（附則第八項において「旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

4 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の徳島県税条例（以下「三年十月新条例」という。）第二十条の十六の三の規定は、令和三年十月一日以後に支払を受けるべき利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき利子等については、なお従前の例による。

5 三年十月新条例第二十条の十六の六の規定は、令和三年十月一日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき特定配当等については、なお従前の例による。

6 三年十月新条例第二十条の十六の八の規定は、令和三年十月一日以後に支払を受けるべき特定株式等譲渡対価等について適用し、同日前に支払を受けるべき特定株式等譲渡対価等については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

7 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

8 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

提案理由

地方税法の一部が改正され、国税における連結納税制度の見直しに併せ、通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とすることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正について

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第二項」を「第六条」に改める。

第二条第一項並びに第三条第一項及び第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の要件について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正について

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ(1)中「三千元」の下に「(当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する民間公益活動を行う団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。以下このロにおいて同じ。）の額がある場合は、三千元に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額）」を加え、同号ロ(2)中「千円」の下に「(当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金の額がある場合は、千円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額）」を加え、「総額に」を「総額から当該寄附者からの休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第三条第一項の指定の申出又は指定手続条例第九条第三項の確認の申出をした者のこれらの申出に係る指定又は確認の基準については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前になされた指定手続条例第十七条第一項の合併の届出について、同条第三項において準用する指定手続条例第四条第一項に規定する当該届出に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人に係る確認の基準については、なお従前の例による。

提案理由

特定非営利活動促進法施行令の一部が改正されたことに鑑み、控除対象特定非営利活動法人の指定の基準となる寄附者の寄附金の額の要件を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県安心子ども基金条例の一部改正について

徳島県安心子ども基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

徳島県安心子ども基金条例（平成二十一年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子どもを安心して育てることができる環境を整備する事業を引き続き推進するため、徳島県安心子ども基金の設置の期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十八の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同表の五十九の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同表の六十の項及び六十一の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に改め、同表の六十二の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同表の六十三の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改め、同表の六十四の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改め、同表の八十八の二の項及び八十八の三の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同表の八十九の項中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の八十八の二の項、八十八の三の項及び八十九の項の改正規定は、令和二年九月一日から施行する。

提案理由

覚せい剤取締法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。こ

れが、この条例案を提出する理由である。

第十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤及び」を「覚醒剤及び」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

覚せい剤取締法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十二号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の十七の項のイ中「結核病検査」を「結核検査」に改め、同項のロ中「ブルセラ病検査」を「ブルセラ症検査」に改め、同項のハ中「家きんサルモネラ感染症検査」を「家きんサルモネラ症検査」に改め、同表の十九の項のイ中「炭疽^{せき}第二予防液注射」を「炭疽^{せき}予防液注射」に改め、同項のロを削り、同項のハ中「豚コレラ予防液注射」を「豚熱予防液注射」に改め、同ハを同項のロとし、同項のニからヘまでを削り、同表の二十の項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の二十の項の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

家畜伝染病予防法の一部が改正され、家畜の伝染性疾病の名称が改められたこと等に伴い、所要の整理を行うとともに、家畜の注射の実施状況に鑑み、流行性脳炎予防液注射等に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十三号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の項中「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」を「第二十条の二第十四項又は第三十八条の四第二十四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

租税特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十四号

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部改正について

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「徳島県立学校（」の下に「徳島県立しらさぎ中学校及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新たに開校する徳島県立しらさぎ中学校の設置目的に鑑み、同校については使用料及び手数料を徴収しないこととする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十五号

徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「且つ」を「、かつ、」に、「当る」を「当たる」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第三十号）第二条第一号に規定する会計年度任用警察職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

会計年度任用警察職員の制度が導入されたことに伴い、当該職員がその任用の形態及び手続に応じた方法で服務の宣誓を行うことができるよう、当該宣誓については、任命権者は、別段の定めをすることができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十六号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例）

- 7 警察職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症の患者（以下「感染症患者」という。）に係る業務等であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染危険手当を支給する。この場合においては、第二条各号に掲げる手当で当該業務等に従事したときに支給されることとなるもの（人事委員会規則で定める手当を除く。）については、第三条から第二十条までの規定にかかわらず、支給しない。
- 8 前項の規定により支給する感染危険手当の額は、業務等に従事した日一日につき三十円（感染症患者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務等に従事した場合にあつては、四千元）とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和二年二月一日から適用する。
- 3 前項の場合において、改正前の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当で人事委員会規則で定めるものは、改正後の条例の規定による感染危険手当の内払とみなす。

提案理由

国家公務員について新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の警察職員の特殊勤務手当について、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十七号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「健康保険法」を「徳島県立中央病院又は徳島県立三好病院において健康保険法」に、「次に掲げる病院の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「五千五百円」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「徳島県立中央病院」の下に「又は徳島県立三好病院」を加える。

附 則

この条例は、令和二年十月一日から施行する。

提案理由

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部が改正され、紹介状なしに受診した初診患者等から一定額以上の徴収を行うことが責務とされる医療機関の範囲が拡大されたことに伴い、徳島県立三好病院において選定療養である初診を受ける場合の使用料の額を改めるとともに、選定療養である再診を受ける場合の使用料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 18 号

徳島県鳴門総合運動公園陸上競技場改修工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 2 年 6 月 15 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工	事	名	徳島県鳴門総合運動公園陸上競技場改修工事
2	工	事	箇所	鳴門市撫養町立岩
3	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和4年3月15日まで
4	契	約	金 額	633,358,000円
5	契	約	の 方 法	一般競争入札
6	契	約	の 相 手 方	長谷川・阿波道路 徳島県鳴門総合運動公園陸上競技場改修工事共同企業体 代表構成員 鳴門市鳴門町三ツ石字南大手14-16-2-1B 長谷川体育施設株式会社徳島営業所 所 長 霜 昌 憲 構 成 員 鳴門市瀬戸町明神字馬越26番地1 阿波道路株式会社 代 表 取 締 役 福 生 博 之

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

徳島県南部健康運動公園陸上競技場整備工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 2 年 6 月 15 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工	事	名	徳島県南部健康運動公園陸上競技場整備工事
2	工	事	箇 所	阿南市桑野町桑野谷～山口町前山田
3	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和 3 年 3 月15日まで
4	契	約	金 額	607, 200, 000円
5	契	約	の 方 法	一般競争入札
6	契	約	の 相 手 方	長谷川・八木建設 徳島県南部健康運動公園陸上競技場整備工事共同企業体 代表構成員 鳴門市鳴門町三ツ石字南大手14-16- 2 - 1 B 長谷川体育施設株式会社徳島営業所 所 長 霜 昌 憲 構 成 員 阿南市見能林町大作半 1 - 1 八木建設株式会社 代 表 取 締 役 八 木 健 造

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第 1 号

令和元年度徳島県継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第 1 項の規定により， 令和元年度徳島県継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 15 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和元年度徳島県継続費繰越計算書

1 一 般 会 計

款	項	事業名	継続費 の総額	令和元年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度通 次繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国支出金	地方債	その他
6 農 林 水 産 費	4 農 地 費	新 築 橋 上 部 工 架 設 事 業	1,100,000,000円	470,000,000円	132,063,680円	602,063,680円	320,063,680円	282,000,000円	282,000,000円	37,030,000円	164,970,000円	80,000,000円	円
8 土 木 費	2 道 橋 り ょ う 路 費	落 合 2 号 ト ン ネ ル 新 設 事 業	1,300,000,000円	300,000,000円		300,000,000円	120,000,000円	180,000,000円	180,000,000円	9,000,000円	90,000,000円	81,000,000円	
		京 田 ト ン ネ ル 新 設 事 業	1,400,000,000円	300,000,000円		300,000,000円	120,000,000円	180,000,000円	180,000,000円	700,000円	105,300,000円	74,000,000円	
		曾 江 谷 新 橋 上 部 工 架 設 事 業	1,300,000,000円	300,000,000円		300,000,000円	120,000,000円	180,000,000円	180,000,000円	7,700,000円	105,300,000円	67,000,000円	
	5 都市計画費	末 広 住 吉 高 架 橋 上 部 工 架 設 事 業	1,400,000,000円	500,000,000円		500,000,000円	200,000,000円	300,000,000円	300,000,000円	12,000,000円	150,000,000円	108,000,000円	(分、負) 30,000,000円

10 教 育 費	6 社会教育費	県立博物館 新常設展 館建築事業	1,200,000, 000	4,000,000		4,000,000	3,960,000	40,000	40,000	40,000			

報告第2号

令和元年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度徳島県繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和元年度徳島県繰越明許費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	万代庁舎等管理費	円 709,480,000	円 195,812,300	円	円	円 61,000,000	円	円 134,812,300
		鉄道網整備促進費	401,089,000	311,329,585	(繰入金) 3,250,000	24,750,000	282,000,000		1,329,585
		男女共同参画交流センター運営費	58,685,000	3,000,000			3,000,000		
	6 防災費	防災対策指導費	667,932,000	3,000,000			3,000,000		
		航空消防防災体制運営費	233,362,000	6,000,000			6,000,000		
		危機管理調整費	1,010,000,000	815,864,650		6,594,000			809,270,650
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者交流プラザ管理運営費	224,932,000	3,600,000			3,000,000		600,000

		社会福祉施設整備事業費	174,997,000	98,020,000		65,346,000	26,000,000		6,674,000
		老人福祉施設整備事業費	658,809,000	78,389,000	(繰入金) 48,702,000	21,148,000			8,539,000
	2 児 童 福 祉 費	児童健全育成対策費	683,616,000	8,868,000					8,868,000
		母子福祉等対策費	125,229,000	12,000,000					12,000,000
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	感染症予防費	263,573,000	95,778,594					95,778,594
	2 環 境 衛 生 費	食肉衛生検査所運営費	94,865,000	11,742,000					11,742,000
		一般環境対策費	735,820,000	340,000,000	(繰入金) 234,000,000				106,000,000
		自然公園等施設整備事業費	82,000,000	50,960,000		23,482,000	24,000,000		3,478,000
		廃棄物処理施設管理指導費	76,990,000	1,016,000					1,016,000
		上水道施設整備管理指導費	344,538,000	31,793,000		31,793,000			
5 労 働 費	1 労 政 費	一般労政費	4,333,000	1,000,000					1,000,000
		中小企業・雇用対策事業特別会計繰出金	3,743,000,000	50,000,000				(繰入金) 50,000,000	
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	経営総合対策等推進費	33,250,000	30,000,000		30,000,000			
		農林水産業緊急支援費	25,000,000	25,000,000					25,000,000
	2 園 芸 費	農業生産総合対策等事業費	555,000,000	555,000,000		555,000,000			
	4 農 地 費	中山間ふるさと・水と土保全対策費	19,855,000	2,500,000		2,500,000			

		県営かんがい排水事業費	260,367,000	171,483,000	(分, 負) 42,175,000	84,350,000	41,000,000		3,958,000
		団体営土地改良事業費	169,950,000	47,698,000		47,698,000			
		県単独土地改良事業費	138,813,000	42,806,756	(繰入金) 42,806,756				
		基幹農道整備事業費	127,667,000	62,380,000	(分, 負) 5,260,040	30,580,000	24,000,000		2,539,960
		広域営農団地農道整備事業費	1,450,837,000	386,066,000	(分, 負) 37,740,000	210,664,000	124,000,000		13,662,000
		県営農道整備事業費	75,307,000	40,996,000	(分, 負) 10,120,000	20,240,000	10,000,000		636,000
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	558,860,000	199,830,000	(分, 負) 15,600,000	116,894,000	51,000,000	(分, 負) 8,250,000	8,086,000
		農業集落排水整備事業費	51,387,000	12,500,000		12,500,000			
		経営体育成基盤整備事業費	601,342,000	288,252,000	(分, 負) 12,725,000	151,775,000	79,000,000	(分, 負) 40,943,250	3,808,750
		農業水利施設保全対策事業費	545,482,000	180,326,000	(諸収入) 35,207,000	89,648,000	42,000,000	(諸収入) 8,219,000	5,252,000
		農業水利施設保全合理化事業費	440,133,000	58,771,000		57,597,000	1,000,000		174,000
		耕地地すべり防止事業費	937,537,000	394,174,000	(分, 負) 4,916,666	193,864,000	176,000,000		19,393,334
		老朽ため池等整備事業費	356,352,000	227,245,000	(分, 負) 43,604,000	121,331,000	58,000,000		4,310,000
		地盤沈下対策事業費	536,115,000	376,376,000	(分, 負) 22,260,000	204,050,000	141,000,000		9,066,000
		国営付帯県営農地防災事業費	517,013,000	373,938,000	(分, 負) 7,585,200	195,434,000	128,000,000	(分, 負) 36,550,000	6,368,800
		震災対策農業水利施設整備事業費	298,270,000	239,955,000		238,929,000	1,000,000		26,000

		農地海岸保全施設整備事業費	2,475,000	2,346,000		1,150,000	1,000,000		196,000
		地籍調査費	1,130,000,000	110,758,500	(繰入金) 3,000,000	73,839,000			33,919,500
	5 林 業 費	林業力倍增基盤整備促進事業費	654,351,000	611,064,000		611,064,000			
		森林環境保全整備事業費	912,948,000	340,907,000		179,095,000	161,000,000		812,000
		森林基盤整備事業費	2,667,316,000	1,637,916,000	(分, 負) 51,551,000	1,082,931,000	416,000,000	(分, 負) 30,388,000	57,046,000
		県単独林道事業費	74,526,000	6,572,000	(繰入金) 3,000,000		2,000,000		1,572,000
		治山事業費	2,394,345,000	1,550,884,000		736,381,000	770,000,000		44,503,000
		林野地すべり防止事業費	267,113,000	155,787,000		76,193,000	73,000,000		6,594,000
		県単独治山事業費	80,619,000	24,503,000			23,000,000		1,503,000
		治山維持補修費	57,544,000	39,964,000			39,000,000		964,000
	6 水 産 業 費	県管理漁港維持補修費	92,822,000	33,467,135					33,467,135
		広域漁港整備事業費	647,250,000	583,279,640	(分, 負) 6,219,091	289,665,275	253,000,000	(分, 負) 21,953,822	12,441,452
		水産物供給基盤機能保全事業費	561,600,000	457,697,000	(分, 負) 38,166,490	251,308,890	148,000,000	(分, 負) 4,200,000	16,021,620
		水域環境保全創造事業費	184,230,000	88,812,000		43,471,810	41,000,000		4,340,190
		漁港環境整備事業費	5,400,000	5,120,000	(分, 負) 700,000	2,500,000	1,000,000		920,000
		漁港海岸保全施設整備事業費	190,010,000	146,626,580		71,853,280	69,000,000		5,773,300

		県単独漁港漁場整備事業費	41,252,000	14,213,410	(分, 負) 2,842,682 (繰入金) 4,000,000		7,000,000		370,728
7 商 工 費	1 商 業 費	中小企業・雇用対策事業特別会計繰出金	59,392,400,000	1,200,000,000				(繰入金) 1,200,000,000	
		中小企業総合支援費	608,622,000	500,000,000					500,000,000
		金融あつ旋指導費	278,849,000	100,000,000					100,000,000
	3 観 光 費	観光施設管理運営費	747,340,000	32,005,000	(繰入金) 3,000,000		29,000,000		5,000
		観光とくしま促進費	209,121,000	71,827,000					71,827,000
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	土木調査事業費	17,455,000	6,700,000	(繰入金) 5,000,000				1,700,000
	2 道路橋りょう費	道路関係市町村指導監督事務費	8,008,000	900,000		900,000			
		高速自動車道対策事業費	131,944,000	21,926,000	(諸収入) 7,172,000				14,754,000
		道路維持修繕費	4,225,815,000	1,121,242,578	(繰入金) 218,000,000		489,000,000		414,242,578
		道路局部改良事業費	540,500,000	181,961,000	(分, 負) 25,912,390		123,000,000	(分, 負) 1,264,335	31,784,275
		路側整備事業費	496,504,000	283,174,000			233,000,000		50,174,000
		道路改築事業費	1,978,101,000	981,972,000	(繰入金) 10,000,000	498,974,647	452,000,000		20,997,353
		緊急地方道路整備事業費	19,871,284,000	15,614,810,000	(繰入金) 197,800,000	9,431,962,353	5,818,000,000	(諸収入) 5,940,000	161,107,647
		河川等災害関連事業費	167,000,000	161,000,000		80,000,000	73,000,000		8,000,000
		交通安全対策事業費	430,202,000	22,507,658	(繰入金) 10,000,000		12,000,000		507,658

		橋りょう修繕費	168,000,000	87,260,000	(繰入金) 41,000,000		46,000,000		260,000
	3 河 川 海 岸 費	河川管理費	187,118,000	41,707,100			41,000,000		707,100
		堰堤管理費	108,203,000	3,373,920					3,373,920
		河川海岸維持修繕費	1,278,287,000	636,340,000	(繰入金) 9,000,000		405,000,000		222,340,000
		河川特殊改良事業費	182,000,000	26,750,000			26,000,000		750,000
		広域河川改修事業費	3,520,000,000	2,884,500,000	(繰入金) 16,000,000	1,441,333,000	1,416,000,000		11,167,000
		総合流域防災事業費	8,845,271,000	7,767,260,000	(分, 負) 295,435 (繰入金) 25,764,710	3,877,355,000	3,834,000,000	(分, 負) 499,855	29,345,000
		地震・高潮対策河川事業費	567,000,000	381,750,000		190,188,000	184,000,000		7,562,000
		堰堤改良事業費	73,000,000	70,400,000		27,960,000	38,000,000		4,440,000
		河川管理施設長寿命化事業費	797,500,000	442,490,000		220,660,000	210,000,000		11,830,000
		床上浸水対策特別緊急事業費	814,000,000	459,147,000		228,147,000	230,000,000		1,000,000
		通常砂防事業費	894,000,000	693,000,000		345,557,000	318,000,000		29,443,000
		地すべり対策事業費	1,763,000,000	1,199,103,000	(繰入金) 7,619,000	598,484,000	573,000,000		20,000,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	323,800,000	254,110,000	(分, 負) 15,948,112 (繰入金) 8,774,314	117,476,000	110,000,000	(分, 負) 1,701,074	210,500
		県単独砂防事業費	66,000,000	27,912,000	(分, 負) 5,579,527		19,000,000	(分, 負) 404,865	2,927,608
		砂防維持修繕費	124,917,000	87,387,000			62,000,000		25,387,000

		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	65,000,000	41,550,000			35,000,000		6,550,000
		災害関連緊急地すべり対策事業費	242,000,000	195,000,000		129,555,000	59,000,000		6,445,000
		災害防止対策緊急事業費	100,000,000	65,100,000					65,100,000
		海岸侵食対策事業費	438,700,000	134,900,000		67,326,000	66,000,000		1,574,000
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	432,100,000	328,050,000		163,831,000	164,000,000		219,000
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	398,200,000	351,530,000		175,590,000	171,000,000		4,940,000
	4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	594,781,000	215,500,897			35,000,000		180,500,897
		県単独港湾整備事業費	258,200,000	106,337,000	(繰入金) 27,337,000		79,000,000		
		港湾改修事業費	84,000,000	71,300,000	(繰入金) 294,265	35,389,027	24,000,000	(分, 負) 10,616,708	1,000,000
		港湾海岸保全施設整備事業費	810,390,000	592,021,000	(繰入金) 9,699,000	295,302,435	280,000,000		7,019,565
		港湾補修事業費	693,900,000	582,713,000		194,093,467	388,000,000		619,533
	5 都 市 計 画 費	都市計画事業指導監督事務費	7,613,000	1,000,000		1,000,000			
		街路事業費	1,306,450,000	287,140,000	(繰入金) 14,000,000	141,983,000	102,000,000	(分, 負) 28,575,067	581,933
		緊急地方道路整備事業費	849,435,000	665,131,000	(分, 負) 16,652,673	400,231,000	180,000,000	(分, 負) 49,728,672	18,518,655
		公園整備事業費	2,484,406,000	1,850,298,171	(繰入金) 92,000,000	818,890,000	862,000,000		77,408,171
		公園維持修繕費	433,052,000	39,455,471					39,455,471

	6 住 宅 費	県営住宅建設事業費	540,000,000	58,060,233	(繰入金) 33,278,233	11,560,000	10,000,000		3,222,000
		建築物耐震化推進費	175,270,000	38,007,000					38,007,000
		住宅事業指導監督事務費	2,453,000	300,000		300,000			
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	警察署整備事業費	1,427,248,000	8,200,000			8,000,000		200,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	総合教育センター管理運営費	1,587,403,000	822,115,000		208,968,000	400,000,000		213,147,000
	4 高 等 学 校 費	高校施設整備事業費	1,457,310,000	943,158,000	(繰入金) 149,000,000		750,000,000		44,158,000
		県立学校施設改築事業費	8,500,000	6,700,000					6,700,000
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	45,000,000	10,355,000		9,764,216			590,784
		過年発生災害林道復旧事業費	211,072,000	24,322,000		24,322,000			
		現年発生災害林道復旧事業費	339,458,000	159,730,000		156,922,000			2,808,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	過年発生漁港施設災害復旧事業費	584,658,000	7,221,000		7,221,000			
		現年発生漁港施設災害復旧事業費	190,000,000	15,719,000		12,330,848	3,000,000		388,152
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	520,293,000	292,574,000		190,413,000	90,000,000		12,161,000
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	448,000,000	253,468,000		161,430,000	92,000,000		38,000
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	423,198,000	389,972,000		257,441,843	132,000,000		530,157
		市町村災害復旧事業監督事務費	13,000,000	2,600,000		2,600,000			

2 特 別 会 計									
款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国 支 出 金	地方債	その他	
1 中小企業・雇用 対 策 事 業 費	1 中小企業・雇用 対 策 事 業 費	中小企業振興資金貸付金	円 24,131,000,000	円 1,200,000,000	円	円	円	円 (繰入金) 1,200,000,000	円
		勤労者支援資金貸付金	2,114,000,000	50,000,000				円 (繰入金) 50,000,000	
		一般会計繰出金	64,095,400,000	1,250,000,000				円 (諸収入) 1,250,000,000	
1 公用地公共用地 取 得 事 業 費	1 公用地公共用地 取 得 事 業 費	公用地公共用地取得事業費	1,340,700,000	296,692,005	円 (繰越金) 2,692,005		294,000,000		
1 港 湾 等 整 備 事 業 費	1 港 湾 等 整 備 事 業 費	港湾施設小規模改良事業費	103,493,000	26,070,000	円 (使,手) 26,070,000				
		施設等運営費	132,072,000	4,000,000	円 (使,手) 4,000,000				
	2 徳島小松島港 津田地区 整 備 事 業 費	臨海土地造成事業費	1,000,129,000	563,000,000			563,000,000		

報告第3号

令和元年度徳島県事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和元年度徳島県事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和2年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和元年度徳島県事故繰越し繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支 出 済 額	支 出 未 済 額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
									国支出金	地方債	その他		
6 農 水 産 業 林 業 費	4 農 地 費	農 業 水 利 施 設 保 全 対 策 事 業 費	円 26,000,000	円 26,000,000	円 000	円 26,000,000	円 (繰越金) 8,000,000	円 13,000,000	円 5,000,000	円 000	円 000	設計に関する協 議が難航したた め。	
		老 朽 た め 池 等 整 備 事 業 費	円 263,347,700	円 121,347,700	円 142,000,000	円 000	円 142,000,000	円 (繰越金) 31,900,000	円 78,100,000	円 32,000,000	円 000	計画に関する協 議が難航したた め。	
	5 林 業 費	林 業 力 倍 増 基 盤 整 備 促 進 事 業 費	円 30,000,000	円 30,000,000	円 000	円 000	円 30,000,000	円 000	円 30,000,000	円 000	円 000	計画に関する協 議が難航したた め。	
		治 山 事 業 費	円 271,132,400	円 100,212,000	円 170,920,400	円 539,600	円 171,460,000	円 000	円 85,460,000	円 86,000,000	円 000	計画に関する協 議が難航したた め。	
		災 害 関 連 緊 急 治 山 事 業 費	円 92,950,000	円 33,264,000	円 59,686,000	円 000	円 59,686,000	円 (繰越金) 895,000	円 39,791,000	円 19,000,000	円 000	計画に関する協 議が難航したた め。	

		災 害 関 連 緊 急 地すべり防止事業費	84,997,200		84,997,200	800	84,998,000	(繰越金) 1,333,000	56,665,000	27,000,000			計画に関する協議が難航したため。
8 土 木 費	2 道 橋 路 りょう費	緊 急 地 方 道 路 整 備 事 業 費	56,927,000	18,705,000	38,222,000		38,222,000	(繰越金) 1,633,000	21,589,000	15,000,000			計画に関する協議が難航したため。
	3 河川海岸費	広域河川改修事業費	151,400,000	81,000,000	70,400,000		70,400,000	(繰越金) 3,849,920	33,550,080	33,000,000			地元調整に不測の日時を要したため。
		災 害 関 連 緊 急 地すべり対策事業費	1,235,385,800	475,010,000	760,375,800	542,200	760,918,000		506,918,000	254,000,000			計画に関する協議が難航したため。
	4 港 湾 費	港 湾 補 修 事 業 費	411,000,000	186,000,000	225,000,000		225,000,000	(繰越金) 40,865	74,959,135	150,000,000			資材の調達が困難になったため。
	5 都市計画費	緊 急 地 方 道 路 整 備 事 業 費	57,110,000		57,110,000		57,110,000	(繰越金) 275,000	33,124,000	18,000,000	(分,負) 5,711,000		契約済地上物件の移転未完了のため。
		公 園 整 備 事 業 費	130,658,000		130,658,000		130,658,000	(繰越金) 329,000	65,329,000	65,000,000			計画に関する協議が難航したため。
11 災害復旧費	1 農 林 水 産 施 設 災害復旧費	過 年 発 生 災 害 林 道 復 旧 事 業 費	5,334,000	2,628,000	2,706,000		2,706,000		2,706,000				工法検討に不測の日時を要したため。
		現 年 発 生 災 害 林 道 復 旧 事 業 費	32,173,000	11,015,000	21,158,000		21,158,000		21,158,000				災害の発生等により計画の変更を余儀なくされたため。
	2 土 木 施 設 災害復旧費	過 年 発 生 河 川 等 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	13,420,000	5,270,000	8,150,000	407,000	8,557,000	(繰越金) 1,121,000	5,436,000	2,000,000			関係機関との協議等に日時を要したため。
		現 年 発 生 河 川 等 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	207,213,220	77,512,300	129,700,920	4,807,080	134,508,000		86,508,000	48,000,000			計画に関する協議が難航したため。

2 特 別 会 計													
款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支 出 済 額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
									国支出金	地方債	その他		
1 公 用 地 公 共 用 地 取得事業費	1 公 用 地 公 共 用 地 取得事業費	公 用 地 公 共 用 地 取 得 事 業 費	円 110,000,000	円 78,053,000	円 31,947,000	円	円 31,947,000	円 (繰越金) 31,947,000	円	円	円	円	契約済地上物件 の移転未完了の ため。

報告第 4 号

令和元年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第 3 項の規定により， 令和元年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 15 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和元年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越額を要す たな卸資産の 購入限度額	説 明
						企 業 債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	三好病院等 改築等事業	円 28,770,000	円 766,800	円 27,233,000	円 27,000,000	円 233,000	円 770,200	円	設計に関する協議 が難航したため。
		医療器械等 整備事業	554,630,000	424,055,505	29,400,000	29,000,000	400,000	101,174,495		計画に関する協議 が難航したため。

報告第 5 号

令和元年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第 3 項の規定により， 令和元年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 15 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和元年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支 払 義 務 額 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳	不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越要す たな卸資産の 購入限度額	説 明
						損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	既設設備改良工事	1,046,700,000円	664,536,085円	261,523,899円	261,523,899円	120,640,016円		計画に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額										
款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る購入資産の 購入限度額	説明
						営業収益	損益勘定 留保資金			
1 事業費用	1 営業費用	日野谷発電所2号 水車発電機改良 及び内部点検 手入れ工事	円 119,960,000	円	円 119,959,136	円 119,959,136	円	円 864	円	計画に関する協議 が難航したため。
		小水力発電事業化 プラン作成業務	10,156,000		8,053,320	8,053,320		2,102,680		設計に関する協議 が難航したため。
		坂州橋架替 旧橋撤去工事	88,087,000	35,844,112	52,242,625	52,242,625		263		計画に関する協議 が難航したため。
1 資本的支出	1 建設改良費	既設設備改良工事	224,877,068	102,383,975	66,130,477		66,130,477	56,362,616		設計に関する協議 が難航したため。

報告第 6 号

令和元年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第 3 項の規定により， 令和元年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 15 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

令和元年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越額を要す たな卸資産の 購入限度額	説 明
						国庫補助金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野川北岸工業用 水道改良工事	円 497,650,000	円 213,872,124	円 261,141,280	円 32,700,000	円 228,441,280	円 22,636,596	円	計画に関する協議 が難航したため。
		阿南工業用水道 改良工事	円 331,489,000	円 20,500,220	円 306,151,000	円 40,700,000	円 265,451,000	円 4,837,780		計画に関する協議 が難航したため。

報告第7号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
吉野川市在住 3名	1,565,710 ^円	平成31年3月28日	徳島市地内	令和2年5月21日
香川県高松市所在 1法人	50,760	令和元年9月1日	徳島市地内	令和2年5月21日
三好市所在 1法人	196,557	令和元年9月19日	三好市地内	令和2年5月21日
香川県高松市所在 1法人	33,000	令和元年11月17日	徳島市地内	令和2年5月21日
那賀郡那賀町所在 1法人	39,307	令和2年1月28日	那賀郡那賀町地内	令和2年5月21日
徳島市在住 1名	59,505	令和元年12月18日	徳島市地内	令和2年5月22日
兵庫県宝塚市在住 1名	392,700	令和2年1月27日	海部郡海陽町地内	令和2年5月22日

吉野川市在住 1名	91,000	令和2年2月2日	吉野川市地内	令和2年5月22日
三好市在住 1名	486,200	令和2年2月28日	三好市地内	令和2年5月22日
徳島市在住 1名	126,830	令和2年3月26日	徳島市地内	令和2年5月22日

報告第 8 号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第 1 項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 15 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和 解 の 相 手 方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事 故 発 生 場 所	専決処分年月日
吉野川市在住 1 名	402,000 ^円	令和元年 7 月25日	美馬市地内 (国道492号)	令和 2 年 5 月20日
徳島市所在 1 法人	124,000	令和元年10月20日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和 2 年 5 月20日
美馬市在住 1 名	234,000	令和元年11月27日	美馬市地内 (国道492号)	令和 2 年 5 月20日
三好市在住 1 名	742,416	令和元年12月 2 日	三好市地内 (国道319号)	令和 2 年 5 月20日
那賀郡那賀町在住 1 名	58,000	令和元年12月14日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和 2 年 5 月20日
阿南市在住 1 名	306,000	令和元年12月22日	阿南市地内 (県道蒲生田福井線)	令和 2 年 5 月20日
徳島市所在 1 法人	186,000	令和 2 年 1 月10日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	令和 2 年 5 月20日

報告第9号

損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

学校事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
吉野川市在住 1名	円 324,148	令和元年11月7日	吉野川市鴨島町 県立鴨島支援学校	令和2年3月19日

報告第10号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月15日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について
捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
鳴門市在住 1名	円 55,782	平成31年4月15日	板野郡北島町地内	令和2年5月22日

補 正 予 算 説 明 書

令和 2 年度徳島県一般会計補正予算（第 3 号）説明書

歳入歳出補正予算（第 3 号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総 括
（歳 入）

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	頁
01 県 税	77,500,000	—	77,500,000	—
02 地 方 消 費 税 清 算 金	30,800,000	—	30,800,000	—
03 地 方 譲 与 税	14,900,000	—	14,900,000	—
04 地 方 特 例 交 付 金	335,000	—	335,000	—
05 地 方 交 付 税	149,500,000	—	149,500,000	—
06 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	204,000	—	204,000	—
07 分 担 金 及 び 負 担 金	1,039,652	—	1,039,652	—
08 使 用 料 及 び 手 数 料	6,072,073	—	6,072,073	—

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	頁
09 国 庫 支 出 金	74,412,412	710,652	75,123,064	81
10 財 産 収 入	992,732	—	992,732	—
11 寄 附 金	56,050	—	56,050	—
12 繰 入 金	85,269,566	20,533	85,290,099	83
13 繰 越 金	4,070,294	—	4,070,294	—
14 諸 収 入	21,435,031	2,902	21,437,933	85
15 県 債	57,242,000	82,000	57,324,000	87
歳 入 合 計	523,828,810	816,087	524,644,897	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	1, 019, 735	—	1, 019, 735					—
02 総 務 費	31, 076, 134	2, 000	31, 078, 134	2, 000				89
03 民 生 費	65, 634, 579	573, 990	66, 208, 569	471, 457	82, 000		20, 533	91
04 衛 生 費	29, 440, 430	—	29, 440, 430					—
05 労 働 費	5, 193, 376	—	5, 193, 376					—
06 農 林 水 産 業 費	33, 205, 830	230, 097	33, 435, 927	227, 195		2, 902		93
07 商 工 費	74, 986, 813	—	74, 986, 813					—
08 土 木 費	54, 465, 871	—	54, 465, 871					—
09 警 察 費	24, 721, 913	—	24, 721, 913					—

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
10 教 育 費	86,382,940	10,000	86,392,940	10,000				97
11 災 害 復 旧 費	13,865,550	—	13,865,550					—
12 公 債 費	71,733,189	—	71,733,189					—
13 諸 支 出 金	31,952,450	—	31,952,450					—
14 予 備 費	150,000	—	150,000					—
財 源 振 替	0	0	0			繰入金 20,533	△20,533	—
歳 出 合 計	523,828,810	816,087	524,644,897	710,652	82,000	23,435	0	—

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 民生費国庫補助金	2,825,412	471,457	3,296,869	01 社会福祉費 国庫補助金	224,489	社会福祉施設等施設整備事業費（2/3・定額） 224,489
				02 児童福祉費 国庫補助金	246,968	子育て支援対策臨時特例費（定額） 246,968
05 農林水産業費国庫補助金	12,118,338	227,195	12,345,533	02 園芸費 国庫補助金	227,195	農業生産総合対策等事業費（定額） 227,195
09 教育費国庫補助金	1,179,773	10,000	1,189,773	06 保健体育費 国庫補助金	10,000	地方スポーツ振興費（定額） 10,000
計	40,836,240	708,652	41,544,892			

(項) 03 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総 務 費 委 託 金	682,958	2,000	684,958	05 防災費委託金	2,000	消防広域化連携モデル構築事業費 2,000
計	1,287,699	2,000	1,289,699			

(款) 12 繰 入 金
(項) 02 基 金 繰 入 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
05 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	6,251,420	20,533	6,271,953	01 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	20,533	
計	20,495,314	20,533	20,515,847			

(款) 14 諸 収 入
(項) 07 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
05 雑 入	8,429,893	2,902	8,432,795	10 農林水産業試験 調 査 委 託 金	2,902	
計	8,439,913	2,902	8,442,815			

(款) 15 県 債
(項) 01 県 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 民 生 債	233,000	82,000	315,000	01 社会福祉費債	82,000	社会福祉施設整備事業費 82,000
計	57,242,000	82,000	57,324,000			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 06 防 災 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 消防指導費	110,550	2,000	112,550	2,000				12 委 託 料	2,000	1 消防指導費 2,000
計	3,977,819	2,000	3,979,819	2,000						

(款) 03 民 生 費
(項) 01 社 会 福 祉 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
06 社会福祉 施設費	370,928	327,022	697,950	224,489	82,000		20,533	18 負担金、補助 及び交付金	327,022	1 社会福祉施設整備事業費 保護施設整備事業費補助金（国補対象） 327,022
計	47,413,211	327,022	47,740,233	224,489	82,000		20,533			

(項) 02 児 童 福 祉 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 児 童 福 祉 費 総 務 費	5,042,328	246,968	5,289,296	246,968				24 積 立 金	246,968	1 子育て支援臨時特別対策費 安心こども基金積立金 246,968
計	13,445,213	246,968	13,692,181	246,968						

(款) 06 農林水産業費

(項) 02 園 芸 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
02 園芸振興費	1,028,216	227,195	1,255,411	227,195				07 報 償 費	310	1 農業生産総合対策等事業費 事業費補助金 事務費	227,195 223,695 3,500
								08 旅 費	20		
								10 需 用 費	670		
								12 委 託 料	1,500		
								13 使用料及び 賃 借 料	1,000		
								18 負担金、補助 及び交付金	223,695		
計	1,327,485	227,195	1,554,680	227,195							

(項) 03 畜 産 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
04 畜産研究費	293,960	1,402	295,362			諸収入 1,402		08 旅 費	120	1 試験研究費 1,402
								10 需 用 費	1,194	
								11 役 務 費	88	
計	2,293,029	1,402	2,294,431			1,402				

(項) 06 水産業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国支出金	地方債	その他				
06 水産研究費	75,014	1,500	76,514			諸収入 1,500		08 旅費	600	1 受託試験研究費 1,500
								10 需用費	575	
								11 役務費	50	
								12 委託料	50	
								13 使用料及び賃借料	225	
計	2,537,918	1,500	2,539,418			1,500				

(款) 10 教 育 費
(項) 07 保 健 体 育 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 体育振興費	951,093	10,000	961,093	10,000				07 報 償 費	730	1 県民総体育推進費 10,000
								08 旅 費	156	
								10 需 用 費	212	
								11 役 務 費	115	
								12 委 託 料	8,426	
								13 使用料及び 賃借料	361	
計	1,347,537	10,000	1,357,537	10,000						

補正予算（第3号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当該年度末現在高見込額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	千円 498,306,943	千円 39,141,000	千円 82,000	千円 39,223,000	千円 39,442,874	千円	千円 39,442,874	千円 498,005,069	千円 82,000	千円 498,087,069
(6) 民 生 労 働	3,844,341	245,000	82,000	327,000	88,137		88,137	4,001,204	82,000	4,083,204
合 計	829,813,768	57,242,000	82,000	57,324,000	64,203,000		64,203,000	822,852,768	82,000	822,934,768

